

香川県森林整備事業検査内規

令和 7 年 7 月 1 日

香川県環境森林部森林・林業政策課

香川県森林整備事業検査内規

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 香川県造林補助事業実施要領（以下「要領」という。）第6及び香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金実施要領第5の4に規定する造林事業竣工検査（以下「検査」という。）は、要領の規定によるほか、この内規の定めるところによる。

(検査員)

第2条 検査は、検査員が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の対象)

第3条 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに行う。

(検査の認定)

第4条 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知する。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

(検査調書)

第5条 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を検査調書に記入する。

(検査調書等の保存)

第6条 検査調書及びこれらに関する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5カ年間保存する。

第2章 検 査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7条 検査は、その内容が要領に定める規程に適合していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地で確認する。

ただし、香川県造林補助事業実施要領の運用別表1のキ【オルソ画像による申請書類の省略】の規定によりオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第11条まで及び第16条から第23条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

(GIS等の活用)

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

第9条 申請書に記載された施行地の位置については、県の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の状況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は地拵えが完了している区域とする。

3 要領に規定された以下の事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

- ・別表1の事業区分1「森林環境保全直接支援事業」の「イ 樹下植栽等」、「キ 除伐」、「ク 保育間伐」、「ケ 間伐」、「コ 更新伐」

- ・別表1の事業区分2の（1）「森林緊急造成」の「イ 樹下植栽等」、「カ 除伐」

- ・別表1の事業区分2の（2）「被害森林整備」の「イ 樹下植栽等」、「キ 除伐」、「ク 保育間伐」、「ケ 更新伐」

- ・別表1の事業区分2の（4）「保全松林緊急保護整備」の「イ 樹下植栽等」、「カ 除伐」、「キ 保育間伐」、「ケ 更新伐」

- ・香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金実施要領の別表1に定める、里山環境整備事業の保育および更新伐、県産間伐材搬出促進事業の間伐

(測量成果・面積の確認)

第11条 第8条第2項のGIS等登録情報がない場合又は同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

(1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

(2) GNSS等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度は3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

(3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 12 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第 13 条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を検査調書に記入する。

(事業主体等の確認)

第 14 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 要領別表 3「査定係数」に係る次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 要領別表 1 の事業区分 2 の (1)「森林緊急造成」、(2)「被害森林整備」及び (3)「林相転換特別対策(特定スギ人工林)」の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 要領第5第3項【第三者への委任】により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること(ただし、契約日が平成30年6月1日以降のものに限る。)

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第15条 要領第7第1項第3号の(イ)「共通仮設費」において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

2 同号の(イ)【間接費の加算】による施行地においては以下を確認する。

(1) 現場監督費(現場労働者が雇用者により実施された場合)及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。

(2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(3) 下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。

第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

第16条 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

(1) 地拵えについては、伐採及び刈払並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。

(2) 植栽本数については、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)により、施行地の面積1ha未満の場合は1カ所以上、1ha以上10ha未満の場合は2カ所以上、10ha以上の場合は3カ所以上で確認する。

ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。

イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100㎡を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

(3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数/植栽本数により算出する。

(4) 枯損率が20%未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査

の合格本数とする。

- (5) 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。
- (7) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (8) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

（下刈りの検査）

第 17 条 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

第 18 条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

（除・間伐等の検査）

第 19 条 除伐、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積 1 ha 未満の場合は 1 カ所以上、1 ha 以上 10ha 未満の場合は 2 カ所以上、10ha 以上の場合は 3 カ所以上で行い確認する。

- 2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。
- 3 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。
- 4 高性能林業機械等の使用状況については、写真により確認する。

（保育間伐の検査）

第 20 条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満であることを確認する。

(付帯施設等整備の検査)

第 21 条 付帯施設等整備については、標準設計仕様以上の効果が発揮できることを確認する。

- 2 区間延長が確認できるものは、延長が 100m 未満については、2 カ所以上検査し、総延長が 100m を超える場合、延長 100m につき 1 カ所以上検査する。
- 3 その他の施設等で構造図等によるものは、その構造図等により検査する。
- 4 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(森林作業道の検査)

第 22 条 森林作業道については、延長及び香川県森林作業道作設指針に基づく必要な項目を確認する。

- 2 区間延長が確認できるものは、総延長が 500m 未満については、2 カ所以上測点間距離、幅員、地山勾配、切土、盛土、法勾配、法面整形状況の検査を行う。
また、総延長が 500m を超える場合、超過する延長 500m 毎に 1 カ所以上、同様の検査を行う。
- 3 その他の施設等で構造図等によるものは、その構造図等により検査する。
- 4 当該森林作業道と整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(林齢の検査)

第 23 条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

(その他の検査)

第 24 条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第 3 節 現地での確認

(現地確認の手法)

第 25 条 第 7 条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。

なお、信頼性を確保するため、現地確認の実施箇所については、無作為に抽出することとし、無作為抽出の方法は、乱数表などによるものするとともに、抽出に当たっては林務部局以外の職員等が行う。

要領別表 1 の事業規模の要件を満たす施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

- ア 申請者の 1 申請に係る申請単位の数が 1 つである場合は、当該申請に係る施行地数の 1/10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地
- イ 申請者の 1 申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、

- 1 申請に係る総施行地数の 1/10 以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地
- 2 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」と記入し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。
 - (1) 検査員が検査のため踏査した経路
 - (2) 検測した線又は検測点
 - (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- 3 現地確認において疑義が認められた場合は、前 1 項を適用しない。

(現地確認の体制)

第 26 条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2 名以上の体制により実施する。ただし、GNSS の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1 名での体制により実施できる。

(立 会)

第 27 条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写 真)

第 28 条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS データが記録されたものとする。

附 則

- 1 この内規は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。なお、令和 3 年度繰越にかかる事業にあつては従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。なお、令和 5 年度繰越にかかる事業にあつては従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。なお、改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。なお、改正前の本通知に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。